

新型コロナウイルス感染症対策について（第三十一号）

令和2年8月26日

天 理 市

天理市教育委員会

天理市では、政府から示された施設利用や屋内での行事・イベント等を再開する上での段階的緩和の目安を踏まえつつ、感染の予防的措置として、政府が示す目安より一段階制限を強めた形で、7月10日以降8月末までの間を「ステップ3」に位置付け、市施設等の利用を一部段階的な制限を維持し、再開を継続することを「市対策方針」（第三十号）しているところです。

この間、本県を含め、全国的に感染が再拡大しており、政府対策本部分科会による分析では、7月末をピークに新規感染者数が緩やかな減少傾向にあるものの、中高年層への感染拡大で重症者数の増加が続き、なお警戒が必要であるとされており、終息に向かうのかは予断を許さない状況にあります。また、本市では、クラスターの発生を受けて、その拡大防止に向け、関係機関との連携を強化し、対策を講じているところであります。

こうした感染状況に鑑み、政府においては、催物開催に関して現状の開催制限を維持する方針が示されました。

本市においても、現状を慎重に見据え、施設利用の制限に関して、引き続き、当面9月末までの間、現状の制限を維持いたします。

なお、今後、9月末までの感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、緩和条件の目安を見直す場合があります。また、10月以降の取り扱いについて、今後検討の上、別途お示しいたします。

コロナウイルス感染症が完全終息するまでには、まだ長期に及ぶ見解が示されており、今、私たち一人ひとりが求められていることは、これまで取り組んできた、「三密の回避」、「手指消毒」、「マスクの着用」、「発熱などの症状がある場合は外出等をさけること」など基本的な感染症予防対策を「新しい生活様式」として定着させることです。これらの基本的な行動を凡事徹底することが、社会経済活動と両立させる上で重要であり、引き続き、市民の皆様のご協力をお願い申し上げます。

記

1. 総論

(1) 「新しい生活様式」の中で、基本的な感染対策の実践に掲げられている「人と人との距離の確保（できるだけ2m）」「マスクの着用」「手洗いなど手指衛生」等の徹底を、使用にあたっての前提とします。

また、残暑が続く中、熱中症予防行動にも十分留意し、温度調節に留意しながら換気も定期的に行うとともに、必要に応じて周囲の人との距離を十分とった上で適宜マスクを外し、こまめに水分を補給して休憩をとることなどについての注意を払うことも願

いします。

- (2) 屋内施設は、「人と人との距離の確保」のため、「ステップ3」の期間中を終了するまでの間、市民会館大ホールにあっては、座席の間隔を空け、200名までの利用とすることを継続します。(会議室は、概ね面積÷1人4㎡を目安とします)。
- (3) 活動の中でも、文部科学省が学校活動において「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが特に高い」として掲げているもののうち、以下の活動については、引き続き、お控えいただくことを継続します。
- ・近距離で一斉に大きな声で話す活動(カラオケ)
 - ・近距離で行う管楽器演奏
 - ・密集する運動や、近距離で組み合ったり接触したりする運動
- (4) 市内における感染症の拡大リスクが、さらに高まった場合には、これまでの方針どおり、機を失することなく使用の制限や臨時休業の判断を行いますので、あらかじめご理解ください。

2. 市民会館等施設関係

市民会館、文化センター、図書館、かがやきプラザ、ふれあいセンター等の施設関係の利用制限については、現状の利用制限を9月末まで維持します。

市民会館やまのペホール及び文化センター文化ホールで行われる、近距離とならない楽器演奏等の文化活動について、次の感染防止対策を徹底していただいた上で、一部利用を可能とすることについて継続します。

○ 活動主催者(責任者等)による感染防止対策の徹底

- ・入場時等に参加者に対する検温を実施し、発熱などの症状がある場合は、参加を控えてもらうようにしてください。
- ・感染拡大防止のために参加者の連絡先等の把握を徹底してください。
- ・参加者に対し、マスクを着用することを促すこと(熱中症等の対策が必要な場合を除く)。また、こまめな消毒や手洗いなど、「新しい生活様式」に基づく、行動を徹底することを促してください。
- ・参加者の入退場時、休憩時間や待合場所を含め、三密(密集、密接、密閉)の環境を作らないよう徹底するほか、そこにおける参加者同士の交流等を極力控えることを呼びかけてください。
- ・感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止対策を徹底してください。
- ・その他、施設管理者の指示に従ってください。

○ 参加者による感染防止対策の徹底

- ・参加前に検温し、発熱等の症状がある場合は、参加を控えてください。
- ・活動主催者等から連絡先等登録等の求めがある場合には、積極的に応じてください。
- ・参加する際には、マスクを着用してください(熱中症等の対策が必要な場合を除く)。
- ・入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、三密の環境を避けるほか、そこにおける参

加者同士等の交流を控えてください。

- ・参加前後の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動をお願いします（例えば、感染リスクのある打ち上げ等の行動の回避等）。
- ・その他、施設管理者及び活動の主催者等の指示に従ってください。

3. 公民館、天理駅前広場コフフン、南団体待合室

公民館、天理駅前広場コフフン、南団体待合室の利用について、9月末までの間、現状の利用制限を維持します。

4. 体育施設

(1) 各体育施設における感染防止上の共通事項について、9月末までの間、現状の事項を引き続き継続します。

- ・発熱などの体調不良の方の利用は控えてください。
- ・県外の方の利用も可とします。
- ・施設利用前後の手指消毒と使用用具等の消毒をお願いします。
- ・団体利用の場合、代表者は利用者全員（観客を含む）の氏名、連絡先を把握してください。
- ・施設内での飲食（学校運動施設の開放利用を含む）は、人と人との距離を十分確保し、グループで密集や近接、対面しての飲食は避けるなど感染症対策を確実にを行い、施設管理者の指示に従ってください。なお、夏季に向かい、食中毒防止対策についても十分配慮してください。
- ・競技種目に関して、各中央競技団体が策定した「感染予防対策のガイドライン」等を遵守し、各施設の人数制限の中で、活動してください。
- ・大会等を行い、観客を参集させる場合は、大声での声援を送らないことや会話を控えること及びマスクの着用等の留意事項を主催者の責任において周知徹底してください。
- ・試合に際し、施設内は対戦する2チームのみの使用とし、試合ごとに入替制により使用してください。
- ・その他、施設管理者の指示に従ってください。

(2) 屋内体育施設

- ① 密集する運動や、近距離で組み合ったり、接触したりする運動については、引き続き、お控えください。
- ② 長柄運動公園内の総合体育館は、主競技場を全面使用の場合は80名以内、半面使用の場合は40名以内での使用のほか、3分の1面使用の場合は25名以内で使用していただくことを可とします。

なお、トレーニング室の利用時間については、開館日全日9時から20時まで可とします。その他、ボルダリング、トレーニング室、選手控室、更衣室及びシャワー室の利用制限人数については、7月末までの制限数に変更ありません。

- ③ 三島体育館及び二階堂体育館は、全面使用の場合は40名以内の使用のほか、半面使

用の場合は20名以内で、使用していただくことを可とします。

(3) 屋外体育施設

- ① 長柄運動公園内の健民運動場(第1グラウンド、第2グラウンド)及び二階堂運動場、白川ダム運動場、福住運動場、天理ダム運動場は、それぞれ100名以内で、全面使用可。
- ② グラウンドゴルフ場の団体使用を可能とします。ただし、団体利用可能者数は、各コース、午前・午後とも最大50名以内とし、各ホール等における三密を避けるため、前の組がホールアウトした後、次の組がプレーを始めるなどの感染症予防対策に十分配慮してください。

天理市ホームページ 【新型コロナウイルス感染症関連情報】

<http://www.city.tenri.nara.jp/kakuka/shichoukoushitsu/kohoka/singata1/index.html>